

**労働者派遣事業【有効期間更新申請】に係る提出書類(法人)**

《申請書類》		提出部数	
① 労働者派遣事業有効期間更新申請書〔様式第1号〕	<input type="checkbox"/>	正本1部	<input type="checkbox"/> コピー2部
② 労働者派遣事業計画書〔様式第3号〕	<input type="checkbox"/>	正本1部	<input type="checkbox"/> コピー2部
③ キャリア形成支援制度に関する計画書〔様式第3号-2〕	<input type="checkbox"/>	正本1部	<input type="checkbox"/> コピー2部
[様式第3号-2]第1面4 キャリアアップに資する教育訓練に関する添付資料[参考様式:整理用シート] 派遣予定業務に関する詳細な内容、及びその業務との関連性も含めた各教育訓練項目の具体的な内容	<input type="checkbox"/>	正本1部	<input type="checkbox"/> コピー2部
④ 雇用保険等の被保険者資格取得の状況報告書〔様式第3号-3〕 未加入者がいる場合提出	<input type="checkbox"/>	正本1部	<input type="checkbox"/> コピー2部
《添付書類》			
⑤ 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書	/		<input type="checkbox"/> コピー2部
⑥ 法人税の確定申告書の写し【別表1、別表4】(税務署の受付印があるもの)	<input type="checkbox"/>	正本1部	<input type="checkbox"/> コピー1部
⑦ 納税証明書【その2所得金額用】	<input type="checkbox"/>	正本1部	<input type="checkbox"/> コピー1部
⑧ 派遣元責任者講習受講証明書(申請時の前3年以内に限る)	/		<input type="checkbox"/> コピー1部
既に提出されている事項(名称・所在地・派遣元責任者等)に変更があった場合には、事前に変更届〔様式第5号〕及び添付書類の提出が必要			
《キャリア形成支援制度を有することを証する書類》 〈就業規則又は労働契約の以下の該当箇所(写し)〉			
⑨ 教育訓練を実施する規定の記載	/		<input type="checkbox"/> コピー2部
⑩ 教育訓練の受講時間を労働時間として扱い、相当する賃金を支払うことを原則とする取扱いの記載	/		<input type="checkbox"/> コピー2部
⑪ 無期雇用派遣労働者を労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇しないこと。また、有期雇用派遣労働者についても、労働者派遣契約終了時に労働契約が存続している派遣労働者については労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇しないこと	/		<input type="checkbox"/> コピー2部
⑫ 無期雇用派遣労働者又は有期雇用派遣労働者であるが労働契約期間内に労働者派遣契約が終了した者について、次の派遣先を見つげられない等、使用者の責に帰すべき事由により休業させた場合には、労働基準法26条に基づく手当を支払うことを規定した記載	/		<input type="checkbox"/> コピー2部
⑬ キャリア形成を念頭においた派遣先の提供のための事務手引き、マニュアル等又は概要	/		<input type="checkbox"/> コピー2部
⑨～⑬について 労働契約は全ての労働者分は不要 就業規則は全てのページの提出は不要 労働基準監督署の受理印があるページは併せて参考資料として提出			
⑭ 更新手数料(収入印紙)・・・55,000円×(労働者派遣事業を行う事業所数)			
《参考資料》			
① 自己チェックシート〔様式第15号〕	<input type="checkbox"/>	正本1部	<input type="checkbox"/> コピー1部
② 企業パンフレット等事業内容が確認できるもの(ホームページ可)	/		<input type="checkbox"/> コピー2部
《緩和された資産要件にて申請する場合》			
① 財産的基礎に関する要件についての誓約書〔様式第16号〕	<input type="checkbox"/>	正本1部	<input type="checkbox"/> コピー1部
② 常時雇用する派遣労働者数の報告〔様式第17号〕	<input type="checkbox"/>	正本1部	<input type="checkbox"/> コピー1部
★ 様式は、申請時における最新の様式を使用して下さい。(事業主の押印は不要です。) ★ 様式第3-2キャリアコンサルティングに関するマニュアル等の有無が「有」の場合は、その写しを添付して下さい。 ★ 株式会社(特例有限会社含む)以外の法人の場合は、申請書類が一部上記と異なります。 ★ 新規設立法人や連結納税制度を採用している法人等の場合は、法人税関係書類他が上記と異なります。 ★ 管轄労働局や申請内容により必要書類が異なる場合がございます。ご不明点は事業主管轄労働局へお問い合わせ下さい。			